

委託設計書							委託方法		請負		
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課				設計年月日		令和 8年 4月 日			
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当				設計者
委託名称		街路樹せん定委託(二十世紀が丘コブシ通り他)									
委託場所		松戸市二十世紀が丘美野里町地先他									
年度科目		令和 8年度				委託期間		自 令和 8年 5月 日 至 令和 8年 6月26日			
委託価格		一金				円		設計内容審査済			
委託費計		一金				円					



第 1 表

常緑樹せん定

換算幹周 30～59cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 2 表

常緑樹せん定

換算幹周 60～89cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 3 表

常緑樹せん定

換算幹周 90～119cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 4 表

落葉樹せん定

幹周 30～59cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 5 表

落葉樹せん定

幹周 60～89cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 6 表

落葉樹せん定

幹周 90～119cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 7 表

落葉樹せん定

幹周 120～149cm

10本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
普通トラック運転工		日				第8表参照
計						
**1本当たり**						

※目通りに対して樹冠が小さいため歩掛を減じている。

第 8 表

## 普通トラック運転工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.4			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
**1日当たり**						

第 9 表

## 安全費

1式当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人				R03

# 街路樹せん定委託(二十世紀が丘コブシ通り他)仕様書

本委託は、設計書、契約書及び本仕様書によるものとする。

## 第1章 本委託業務の目的

### <第1条>

本委託業務は、定期的な街路樹のせん定を行うことで、街路樹の健全な育成に寄与し、良好な街路樹景観の形成に努めることを目的とする。

## 第2章 作業場所

### <第2条>

作業場所は設計書に記載の路線(案内図参照)とする。

## 第3章 作業内容

### 第1節 基本せん定・軽せん定・伐採

#### <第3条>

##### 基本せん定

基本せん定は松戸市街路樹管理基準に基づいて行うこと。また、下記の状況または下記に近い状況にある枝は、樹形に留意しつつせん定を行うこと。

- ・区域を越えて民有地に侵入している枝
- ・道路照明灯の光を阻害している枝
- ・道路を通行する車両、歩行者等の障害となる枝
- ・道路標識等の確認の障害になる枝
- ・架空電線または架空電話線に接近、または接触している枝
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝
- ・枯枝や、折れて落下する恐れのある枝

#### <第4条>

##### 軽せん定

軽せん定は基本せん定に比べ、せん定量を抑えた軽度のせん定とする。樹冠の整正や、緑豊かな街路樹景観の形成を目的として行う。

#### <第5条>

##### 伐採

伐採作業において、周辺樹木・施設等に損傷が生じる恐れがある場合、吊るし伐り等の適切な処理を行うこと。また、市担当者から指示がある場合を除き、地表から高さ 1.5m 程度まで幹を切り詰めること。

#### <第6条>

せん定した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

#### <第7条>

作業は周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。

#### <第8条>

同時期に同一路線で作業を行う場合は、受注者間で十分に協議のうえ、道路交通等に配慮して作業を行うこと。

### 第2節 ゴミの処理

#### <第9条>

本委託業務により発生するゴミ(せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分費(税抜 16 円/kg)は別途支払うので、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。

#### <第10条>

せん定枝等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

#### <第11条>

ゴミ処分量は 7,100 kgを予定数量とする。

## 第4章 その他

### 第1節 作業時間

#### <第12条>

作業時間は午前8時から午後5時までの間を基本とするが、市が認めた場合は変更することができる。

### 第2節 安全対策

#### <第13条>

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏季が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

#### <第14条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

#### <第15条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

### 第3節 作業報告

#### <第16条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

#### <第17条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に作業日報を作成し、また、各作業毎の作業前・中・後の写真帳を作成し、提出すること。

#### <第18条>

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・天気
- ・作業人数
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)

### 第4節 記録写真

#### <第19条>

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

#### <第20条>

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策

・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

<第21条>

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

## 第5節 休日の作業

<第22条>

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

## 第6節 関係法規の遵守

<第23条>

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

## 第7節 疑義の解決

<第24条>

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

## 第8節 地元住民の対応

<第25条>

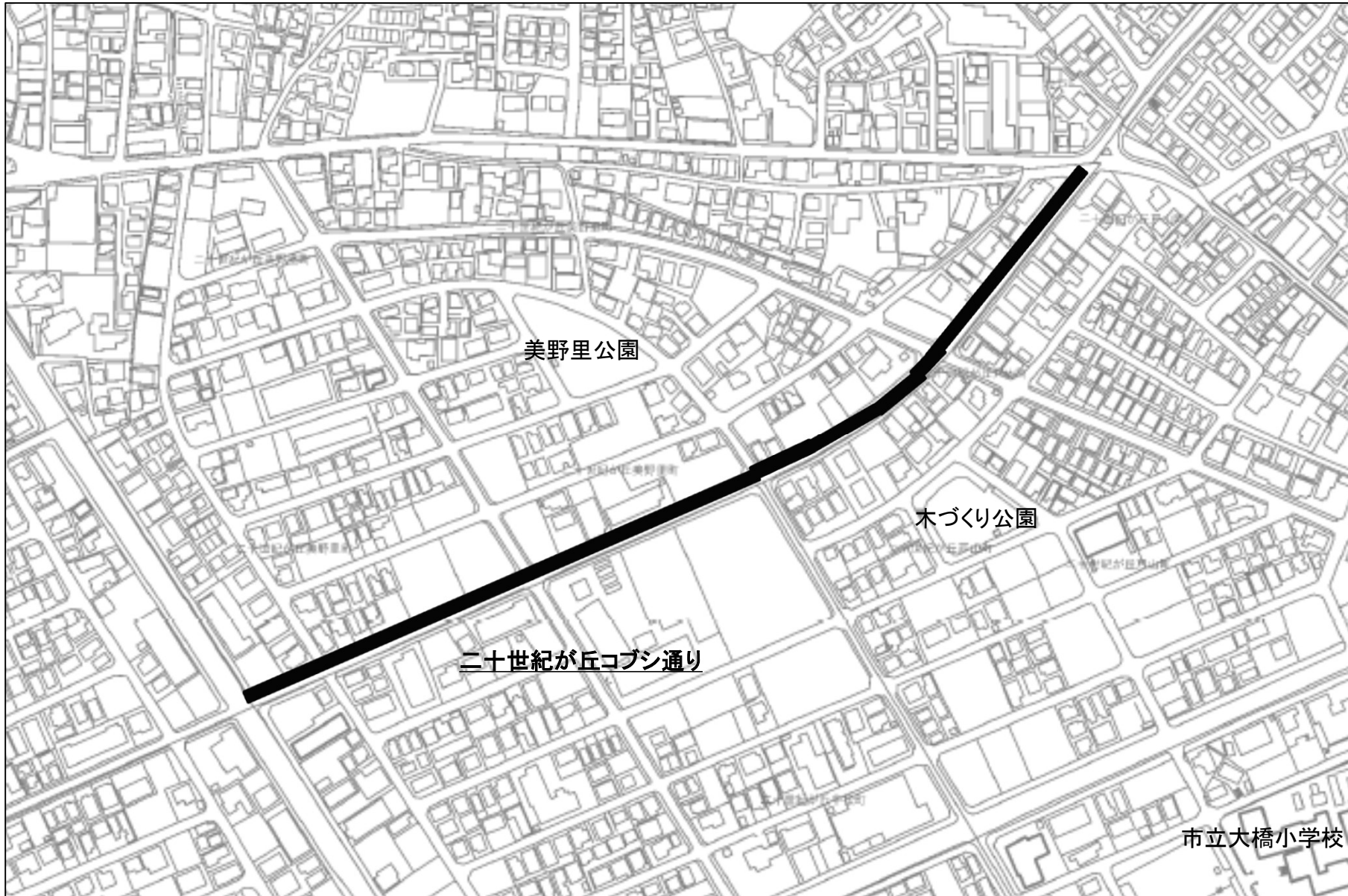
受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあつたとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

## 第9節 本仕様書に記載のない事項

<第26条>

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

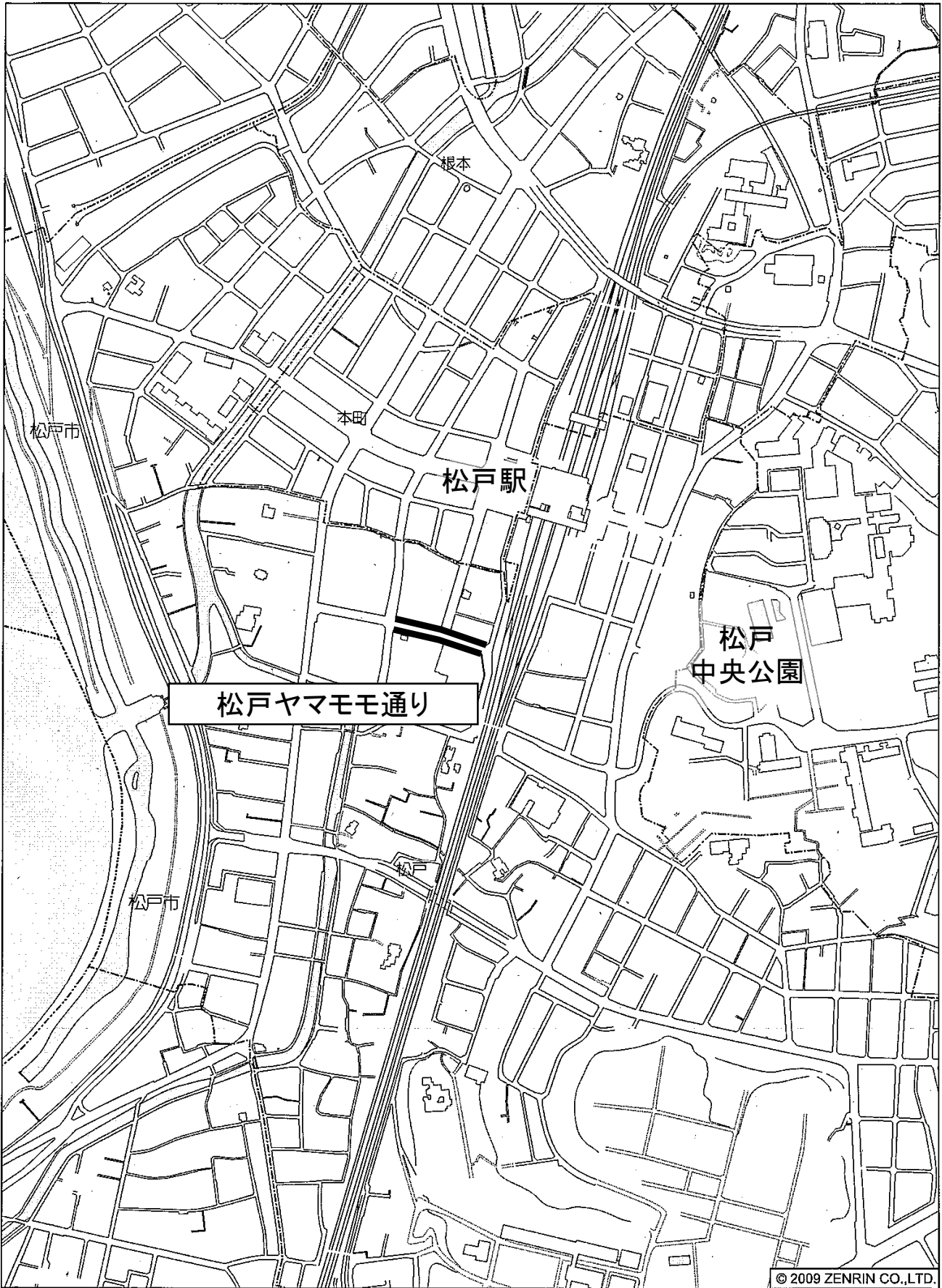
案内図①(二十世紀が丘コブシ通り)



## 案内図②(常盤平ヤマモモ通り)



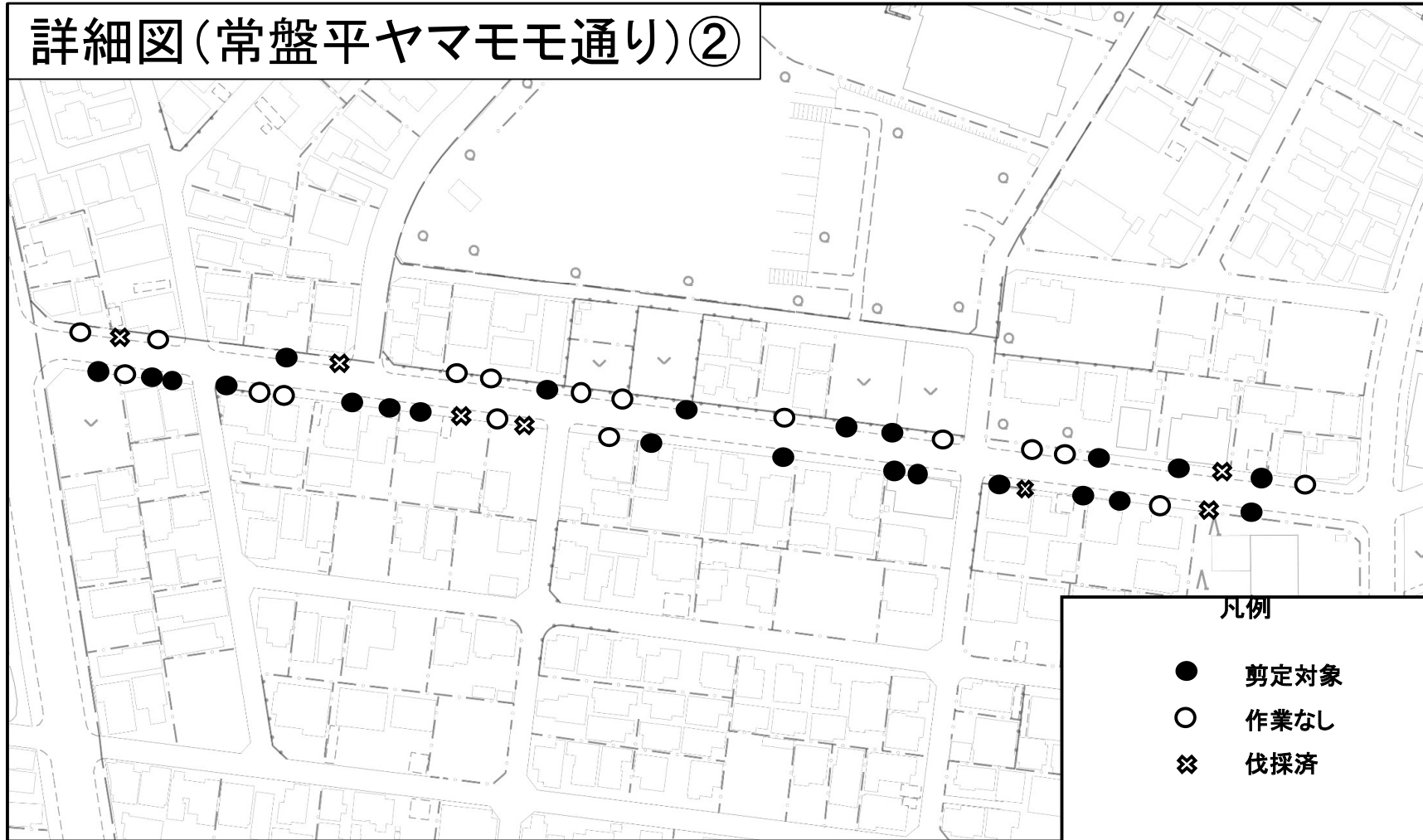
案内図③(松戸ヤマモモ通り)



# 詳細図(常盤平ヤマモモ通り)①



# 詳細図(常盤平ヤマモモ通り)②



# 詳細図(松戸ヤマモモ通り)

